

NPO 法人も人を雇用すると企業と同じように雇用者としての義務や責任が発生します。労働保険、社会保険の手続きや労務管理をわかりやすくお話する基礎講座です。

令和3年6月に育児介護休業法が改正され、男性の育児休業制度が拡充されました。(産後パパ育休制度)

また、労基法が改正され、中小企業においても、1ヶ月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられる等、変更点がいくつかあります。

それらについてもお話しいたします。

【日 時】 令和4年 **12** 月 **1** 日(木)

13:30~16:30

【場 所】 富山県総合福祉会館

(サンシップとやま)5階 501号室

【講 師】 岩嶺 勲さん(社会保険労務士)

NPO法人さんのための

労務管理 基礎講座

社会保険労務士さんによる



短時間労働者の社会保険適用のルール改正に伴う労務管理の変更点は?

事業の効果をあげるため、人を雇いたいけど、どんな手続きが必要?



労務に関する悩みを解決したい!

社会保険や労働保険の手続きは?どういう場合に加入するの?

雇った人の労働時間、給料等は何か法律で制限されてる?!

【対 象 者】 NPO 法人又は NPO 法人を設立する予定の方でスタッフ

(職員・パート)を雇用している方又は雇用予定の方

【定 員】 10 名(先着順)

【申込締切】 11 月 22 日(火)

FAX・E-Mail・郵送・HP
からお申込みできます。



※会場に駐車場はありますが収納台数が少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

【申込み・お問合せ】 認定 NPO 法人富山県民ボランティア総合支援センター

〒930-0094 富山市安住町 5-21 (サンシップとやま内)

TEL 076-432-2987 FAX 076-432-2988

URL <http://www.toyamav.net> E-Mail info@toyamav.net

支援センターHP



裏面が申込用紙になっています。



